

議会運営委員会

平成19年12月3日午前9時00分から委員会室で開かれた。

1. 出席委員

◎里川宜志子	○飯高 昭二	嶋田 善行
西谷 剛周	浦野 圭司	辻 善次
中川 議長		

2. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	峯川 敏明
--------	-------	-------	-------

3. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 浦野委員、辻委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、議会運営委員会を開会させていただきます。

それでは、ただちに本日の会議を開きます。

最初に、本日の委員会の会議録署名委員を私の方から指名いたします。会議録署名委員に浦野委員、辻委員を指名いたします。両委員にはよろしく願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておりますレジメのとおりでございます。

1. 協議事項（1）陳情書の取扱いについてを議題と致します。

11月28日に皆さんとともに委員会を開催させていただきましたが、その終了後に、保険でよい歯科医療の実現を求める意見書採択を求める陳情が、奈良県保険医協会から郵便にて送られてまいりました。この取扱いにつきましては、既に委員皆さんにご連絡をさせていただきまして、議案書として配布をさせていただいておりますけれども、この委員会であらためて正式に確認をさせていただいておきたいと思っております。

この陳情書につきましては、本定例会に上程し、厚生常任委員会に付託するということで確認をさせていただきたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議がないようですので、この陳情書については、既に皆さんに配布をさせていただいております議案書のとおり議案として取り上げ、厚生常任委員会に付託をするということで確認をさせていただきます。

次に、その他についてを議題と致します。

文書の方が配布されていると思いますが、私も今日朝来てからこの文

書について初めて知ったというような状況ですので、これにつきまして議長の方から経緯なり、ご意見なり、お聞かせ願えますか。 中川議長。

議長 おはようございます。今、委員長の方から報告ありましたように、今朝この公共下水道についての陳情書に関する意見書が提出されました。朝の事でレジメに記載されておられません、私個人的に一人で判断することなく、どういう陳情書にしろ意見書にしろ請願書にしろ、議運で審議をしていただけたらという主旨から、今の資料として皆さんにお配りをさせていただいておりますので、皆さん方には貴重な時間ですが、こういう意見書が出ているという事でご審査のほど、宜しくお願ひしたいと思います。

委員長 藤原議会事務局長。

事務局長 この意見書の提出の経緯につきまして私の方からご説明させていただきます。

これにつきましては、今朝でございますけれども、意見書には書いてございませんけれども、斑鳩町公共下水道を考える会という方のお一人が今朝お見えになりまして提出されたものでございます。以上です。

委員長 ただ今、持って来られた方について、そしてまた議長の考え方なども示されましたけれども、この意見書についての取扱いにつきまして、委員皆様方のご意見を求めていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

西谷委員 同じように、陳情書に関するのと関連いたしますので建設委員会で審議してもらったと思います。

委員長 ただ今、建設委員会でという事でご意見いただいたわけなんです、前回は意見書ってというのは初めていただいたという事の中では、私も意見書について色々調査させていただいた経緯もあるんですが、もしも付

託という形になるとするならば、意見書を議案として上程し、委員会に付託というような経過を、これまでももちろんとった事もございませんし、あれですので、これはもう事務レベルで、事務局としてはこの意見書などの取扱い方については、どんな風に考えるというのか、調査していただけてるかという、そういう点につきまして、その考え方一度、事務局の方からの見解も聞きたいなという風に思うんですが。

藤原議会事務局長。

事務局長 本当に今朝のことで、私も熟読させていただいておらないんですけども、この意見書の主旨でございますけれども、裏面ですね、1ページと書いたところの上から2行目からがこの意見書の主旨であろうという風に解釈をしております。時間が少しあれですけども、読上げさせていただきますと、「さて、斑鳩町議会に11月26日付で斑鳩町排水設備指定工事事業者組合、組合長 勝間隆を含む27社から、公共下水道についての陳情書が提出されたことを知りましたがその内容は、我々の下水道事業に関する署名活動が、斑鳩町排水設備指定工事店の廃止を求めているといった間違った主張をされています。そこで、我々の活動を正しく理解して頂く為に、ここに意見書を提出いたします。」これが意見書の趣旨であろうという風に解するわけでございます。従って先に出されました陳情書に対する、いわゆる反対の意見と言いますか、そういう意見書を提出されてこられたという風に解釈をいたしております。そういう事で議会に対してどのようにしてほしいという事ではないのかなという風に思っておりますので、単なる陳情に対する反対の意見を出して来られたという解釈をしておりますので、これについては議案にはならないのかなという風に考えているところです。

委員長 ただ今、局長の方から説明もございましたが、前回も初めて意見書というものをお受けした時に議会運営委員会として取りまとめをどのように行ったかと言うと、内容についてもいわば議会にこういう意見を言いたいと、それをお伺いしたという形で受け止めようと。その際にも意見

書っていうものには法的な制約がないのではないか、という意見も委員さんからも出てましたし、その事も含めますとこれの取扱いについては、でも斑鳩町の町民の方から出てきている意見書という事では、我々としてもこれについてしっかりとやっぱり受け止めるという姿勢は持つべきであろうという風には考えるものの、議会としての取扱いという事につきましては、局長から説明のあったような状況になるのかなという風にも、私も朝一で初めて知っただけですので、なかなか判断をしにくい点もあるんですが、これらについて、更に他の委員さんたちのご意見なども聞かせていただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

西谷委員。

西谷委員 以前の前の時の意見書は、はっきり言うて何が書いたんのかよう分からんような内容の意見書やって、それでもやっぱり議会としては住民が出される事やから意見書も陳情書も区別が分からへん中で議会の議運にのせて、それでちゃんと議会だよりも内容についても載せてるっていう事は、委員会に付託する、せんは別にして少なくともその意見書であろうが内容がよう分からん、誰に対してどういう事が書いてるのかも分からん、想像でしか判断出来んような内容についても、一応ちゃんと議事にのせてしたわけやから、実際にこの部分が意見書やから、っていう事で単なる意見書やっていう事で判断するのはいかなものかなと思うんですが。

事務局長 先のですね、意見書、恐らく排水設備指定工事事業者組合から出された先の意見書についての話になろうかという風に思うんですけども、それについては確かに内容分かりにくいという事もございました。そういった中で議事にしたというのはあくまでも議会運営委員会ですらるかという取扱いの結果、議事にしたという事でありまして、これを本会議にかけると、議案として出すという事ではなかったという風に思っております。ただ今出されました意見書につきましても、内容的には議会に対して具体的にどうしなさい、どうしてほしいという事ではなしに、

前回出されました陳情書に対して反対の意見を述べられてるという事でございますので、逆に言えば反対の中段に書かれています、そういった主旨の事について議会として意見をまとめてください、とかそういった事ではないという風に思っております。あくまでも先に出されました陳情書に対する反対意見を述べておられるという風に理解しております。

委員長 嶋田委員。

嶋田委員 局長がおっしゃったのは、僕らが考える事であって事務局としては方法論としてどうするかというお答えをいただきたいと思います。

それと私はこの意見書ですか、今朝読まさせていただきましたけれども、ああ、こういうご意見か、ご意見を賜ったという事で配布に留めておいていただきたいとは思いますが。

委員長 他の委員さん、ご意見いかがでしょうか。
辻委員。

辻委員 今副議長、嶋田委員言わはったような配布に留めとくと、前回の意見書もそういう格好で処理されてますんで、同じような感じで。今度この陳情書については付託になりますので、そこでこれも踏まえての議論をしていただいたらと思います。

委員長 他に。 浦野委員。

浦野委員 嶋田委員と辻委員と一緒に結構です。

委員長 ただ今委員皆様のご意見を求めさせていただきましたが、多数の委員さんのご意見で意見書として議会で受け止めさせていただいて、陳情書が付託されております建設水道常任委員会での陳情書を審査する際に、こういう意見書が来ているという事を踏まえて審査をしていくとい

う方向が望ましいのではないかという風なご意見が多数であったという風に思いますが、取扱い方法につきましては意見書という事でもございますので、そういう形での取扱いをさせていただくという事で、取りまとめをさせていただくという形でいかがでしょうか。

西谷委員。

西谷委員 今後も色々あると思いますので、やっぱり同じルールですべきやと思うんで、要は今回の分については、意見書やから配布に留めんのか、それともこれが例えば陳情書になったら付託するのか、その辺も含めてきっちり決めといた方がいいん違いますかね。要は基本的な、斑鳩町議会は今までは陳情であろうが請願であろうが皆同じ扱いをするっていう形ですずっと長い間きてたわけですね。ここへ来て、前回たまたま、僕は意見書であろうが内容的に何を言うてんのか分からへんからっていう事で、私は配布にした方がええんちゃうか、っていう事で言うてしてたんですが、実際に今回の意見書については、かなりはっきりと明確に何を言いたいかっていう事が分かってる中でされてますんで、今回こういう形で皆さんが配布に留めるっていう事でされるんやったら、その中で何故配布に留めんのか、っていう部分については、やっぱり意見書については議会としては配布で、審議には入れない。審議、ちゃんと付託するには陳情書あるいは請願書という形でするんやとか、それやったら要望書とかそういう分についてはどうなんかという、その辺のところも整理しといた方がいいん違うかなと思いますねけど。

委員長 ただ今の西谷委員のご意見を承る中で、私もこの間議員活動させていただく中で、斑鳩町では法的にきちっと自治法にある請願と同じように陳情であれ要望であれ要請であれ、出来る限り取扱いについては請願と同じような形でやっていこうという形で議会運営は進めてきていると思っております。ただし意見書については、本当に前回初めて意見書っていうものをいただいて、その時に意見書っていうものについての取り扱い方についても、それも含めて色々考えながら皆さんのご意見を聞きな

がら内容もそういうものであった、分かりにくいという事であったので、その事もあって意見書やから意見をお伺いしたという形でおいておこうか、という事で取りまとめが行われたと思います。今回につきまして、これが議案として、委員会に付託をするとなりましたら、議案として上程をする必要があるという事の中で、上程をする議案となり得るかどうか、という事になりますと、その事については、中身については判断が非常に難しい内容であるかなという風に私自身も感じているところです。意見書を議案にすると、意見書が来たものを議案にするという方法論が今の段階でこれまでの議会運営をやってくる中で、他の議会でもこういう話はなかなか聞いた事はありませんし、斑鳩町としてもやっぱりどのようにしていくのかというのは非常に難しいなという風には考えているところですが、前は意見書っていう事であって意見を聞いておこうという事で議員皆さんからそういう風にご意見をいただいたものですから、ただ今委員皆さんのご意見があったように、意見書っていう事でご意見を承り、そしてそれに関連する議案があるという事については、その議案の審査をする際に、この意見書は十分考慮した上でその審査を行うという事が最も色々な議会運営の会議規則などの形からいくと、運営的にはそれが一番いい方法なのではないかなという風には私も今ちょっと感じているところなんですけど、じゃあ今後、意見書っていうのがきたらどうなんや、という事であれば、基本的に意見書っていうのはやっぱり我々は意見書を提出するっていう事が自治法にもありますけれども、意見書を提出する、そして我々が出した意見書について各行政官庁また国会、県議会、そういういろんな所へ私たちもこれまで意見書出してきておりますけれども、その意見書を議案として審議をされたっていうような経過というのはこれまでなかったようにも思ってるものですから、意見書っていう形ばかりになんのかなっていう思いを、意見書を出しながら逆に思った、自分もあるわけなんですけれども、ただ書式としては意見書という事であれば、そういう形をとるのが一番、議会運営上は望ましいのかなという風に感じてます。ただし、意見をお伺いするという事は議会議員にとって非常に大切な事ですので、これらの意見

書についてもこういう意見書が来たという事で一定、議会運営委員会でもこの意見書の内容についても議論をしながら、そしてまた先ほども議会広報という言葉も出ました、私自身も議会広報の委員でもございますので、こういう議会運営委員会に諮った内容につきましては出来るだけ広報で町民皆さんにお知らせをするという形は今後もとっていきたいという風には私は考えておりますけれども。いかがでしょうか。意見書の今後の取り扱い方について、私自身も委員長という立場上、本日来たという事もある、今の西谷委員のおっしゃられる事についての一定の私自身の考え方もお示しをさせていただきましたが、委員皆様方のご意見、さらにもしございましたら、今後の意見書、という形で来た場合、どういう取扱いをさせていただくかという方向ですね、お聞かせいただけたらと思うんですが。

嶋田委員。

嶋田委員 前回の意見書、表題は意見書という事で内容読ませていただきますと、まさにご意見をいただいたという、僕は解釈しておりましたんで、議員各個人がこれからの発言、慎重にしていっていいんや、あれを読んで、いいんやろうという事で配布に留めておいていただきたいというご意見を申し上げたと思います。今回についてもこれも表題は意見書となっておりますが内容を読みますと、まさにこれも今、公共下水の負担金の撤廃のご意見をいただいていると、このように思っておりますので、これも議員各位がこれを読んでそれぞれ思いを馳せてこれからの議員活動に活かしていただいたら、それで結構かと思っておりますので、配布に留めておいていただきたいと、そういう風に言いました。これから意見書、陳情書、要望書、それぞれ表題部があっても、その内容によっては検討していいものは、検討していくという形でいけばいいんじゃないかなと思うんですが、表題部が意見書やからこれはもう配布に留めておこうとか、そういう事ではないと思うんです。内容だとは思いますが。

委員長

ただ今、嶋田委員の方から意見書だから配布に留めるというよりは、やはり内容を精査しながら今後も取扱いについて決定していったらいいのではないかというご意見であり、今回の意見書については、先に出ている陳情書に関する意見書という事の中で、そういう意見を賜った上でこの陳情の審査をするという形をとるといって、そういう風にこちらとしては受け止めるべきではないかという事の中で、議題として上程し、これを議案という形にしなくてもいいのではないかと、配布に留めて議員皆さんにその認識をもってもらえばいいのではないかと、というご意見であったように思うんですが。他に意見書そのものについても含めまして、皆さんのご見解なども聞かせていただけたらと思いますが。いかがでしょうか。

西谷委員。

西谷委員

今の嶋田委員言われた、表題やのうて内容やという事ですが。そしたら意見書と今の陳情書と内容においてどちらが議会上程する、あるいは配布に留めるっていう線引きですね。その辺がやっぱり具体的にせんと今後、配布するのかあるいは上程するのかっていう形で、私はもめるもとなると思うんです。そこで改めてこの陳情書の内容を見ると結局はこの内容を見る限りは、今やられてる署名活動によって要は自分たちの仕事が減ったと、それで議会において公共下水道事業推進についての見解をまとめられ、陳情します、接続してもらえるように、要は見解を議会で下水道事業推進の見解をまとめて要は自分たちの仕事出来るようにしてくれ、っていう事を陳情されてるわけですよ、業者から。それについて、それがそしたらそうですねとなるのか、いや、これは重大な問題やから当然上程しようという、その辺の線引きっていうのは出来るんですかね。理論としてですよ。論理的に内容について線引きが出来るというのは、どう考えたってそんなもん出来んの違いますか。これは意見や、これは上程に値する内容やっていうのは、分けられへんの違うかな。

嶋田委員 難しい話だと思います。せやからその内容を読んで議会運営委員自身が判断して意見を述べたらいいのではないかなと思いますけどね。

委員長 そうなんです。議会運営委員会というところは非常に難しい大変な委員会であると私も認識をさせていただいてまして、その委員長の重責を担っておりまして大変な委員会だと思います。ただ今おっしゃられたように色々な、請願はもう受けなあかんものですが、陳情、要請や要望、こういったものをどうするか、という判断をやっぴり議会運営委員会で決定をしていくという事です。これはあくまでも取扱いについての決定をしているだけです、また付託をさしていただいた先でどのような審査をされ、どんな取りまとめを、各先でされるかは私たちはそこまでは、議会運営委員会としてはそこまでは責任は持てませんので、とりあえず取扱いとしての方向だけは決めさせていただくと。あとは十分担当の常任委員会でご審査をいただきたいと、お願いをするわけなんです。そして今回の件につきましてはその建設水道常任委員会で先に付託を決定させて頂いている陳情書について、審査をする際にこの意見書については十分こういうものが出ているという認識をもって審査をしていただきたいという風に議会運営委員会として申し上げるしかないのかなと。ただ時間的なものもございまして、最終日の追加日程であげるわけにもいきませんし、これを調査して全国的に意見書というものが意見書の取扱いとしてどうなのかという、本当に今朝来たものですし、時間的な問題もありますのでね。これを次の議会運営委員会で決定するというわけにもいきませんので、本日の議会運営委員会でやっぱり方向付けをし、最も望ましいのは取扱いについて非常に難しいという事も含めまして、今後もこういう形で来たものを、各他の議会でもどんな風な意見書について取扱いをされてるのかという事も、引き続き調査の必要もあるとは思いますが、今回の件につきましては、各委員皆様のご意見をお伺いする中ではこれらを議員皆さんに配布をし、そして建設水道常任委員会での陳情の審査の時にはこの意見書については十分ご考慮いただくという形をとるのが最も議会運営としてのスムーズなやり方、方法ではない

のかなという風に私自身は思ってるんですが。上程をするという事になりますと本日の追加日程という形で上げなければならないと。こういう陳情書に対しての意見書というものを議案にするという事がどうなのか、という事につきましても事務レベルではあまり望ましくないのではないかというような事も言われておりましたけれども、いかがでしょうか。更にまだ委員さん方のご意見はそうでしたが、西谷委員は配布に留める事については反対のご意見であるという風に今、お伺いをしてるところですけれども。最終的には多数の委員さんのご意見の方に取りまとめをさせていただかなければ、本日本会議が控えておりますので、取りまとめをしていかなければならないという風に思っておりますので、ご理解いただきたいと思うんですが。

西谷委員。

西谷委員 最終としてはそれは多数決の世界ですからそれは仕方ない。ただね、私、常々思うんやけど議会の議員でこれはもう、元々の発想自身がお上へ意見を述べるっていうのは、お願いをするっていう発想でしか出来ないから陳情にしる請願にしるなってないけど。本来そういう考え方そのものが根本的にやっぱりおかしい。住民が自分たちが選んだ住民の代表である議員に、あるいは議会にするのにお願いをせんなんという、元々のこういう発想がおかしいという、お互いやっぱりそういう原点に立って物事を考えていかなあかんの違うかなと僕は思いますけど。

委員長 議会運営委員会というところは理事者もおりません、普通の常任委員会と違いましてね、こうやっっているんな議論が一番出来る場であり、また難しい取扱いなどについての、議会運営についての議論をする場ですので、今後またいろんな議論を議会運営委員会を開く度にしていけたらという風に思いますし。更には今、西谷委員から出ました意見書の取扱い、嶋田委員もおっしゃっておいりました表題よりは中身やという事も含めましてね、今後意見書というものが地方議会に出された場合に、その意見書をもって議案となったことがあるのかどうかとか、こういった調

査につきましては、また事務局とともに私の方もさせていただきたいという事は申し上げておきたいと思えます。そしてここには建設水道常任委員長もおられますので、十分にこの意見書、陳情に対しての意見書が出てきておりますので、今回は議員皆さんに配布をさせていただきますけれども、この事を十分考慮いただきまして、陳情書の審査に臨んでいただくという形をとっていただけるように委員長の方にもお願いをさせていただき、この意見書の取扱いというものを、今のように取りまとめをさせていただくという事で皆さんのご了解を得たいと思えますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 ありがとうございます。そうしましたら、そういう形で今日、本日もいただきました意見書につきましてはそのような取りまとめをさせていただきたいと思えます。

今日の事ですので、私も議長ともきちっと話もしておりますが、議長、そういう形で取りまとめさせていただくという事でよろしいでしょうか。

議 長 はい。

委員長 そしたら皆さん方にも大変色々ご意見をいただきまして、ありがとうございました。

これで本日の議会運営委員会を終わらせていただきます。

(午前 9時30分 閉会)